

## 選定療養の対象となる長期収載品について

- ・後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%超の長期収載品が、選定療養費の対象となります。
- ・選定療養費の計算は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1相当分が自己負担（保険適用外・課税）となります。
- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養費の対象外となります。

一関病院長